

第4回市民委員会・庁内ワーキング部会合同会議開催結果

1. グループ報告（A～Eグループ）

A	教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・統合教育という言葉になじみがないため、交流教育でよいのではないか。 ・国の施策がある中で、自治体としてできることには限りがある。サマランカ宣言を市民活動から広めていってはどうか。 ・行政として、「推進」という言葉には抵抗がある。
	生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのエリアの整備は難しい。人が集まるところなど、特定の地域を重点化してはどうか。 ・雪対策は、タクシーや近所の援助を活用したソフト的な支援で対応できる。（スペシャルトランスポートシステム）
	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトは様々なサービスから構成されており、親のリフレッシュというより「家族支援」の言葉の方がよい。
	権利擁護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・支援システムの一つでありどこに入れても同じ。外に出しておいてもよい。
	全 体	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と市民ではアプローチが違うために表現が異なっているが、意識に大きな違いはない。
B	生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物への対策が生活支援とダブっているので、整理する必要がある。 ・福祉施設の老朽化への対応が必要である。
	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の放課後について、児童館で全てを受け入れることはできない。子供の居場所、親の休息（＝あたりまえの生活保障）のため、幅広く考えていくことが重要。 ・「教育と福祉の連携」を日頃から強化するため、生活支援に入れたほうがよい
	教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・「統合教育」に共通理解・共通認識がないため、現状の教育制度を踏まえた上で統合に向けた取り組み＝交流を充実していくのが望ましい。そのためには、正しい理解の促進や地域の協力が重要になってくる。従って、 の広報・啓発ともつながっている。
	権利擁護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な項目なので体系として残すべき。
	相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な項目なので体系として残すべき。
C	広報・啓発・福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「多元的な情報受発信の推進」は「多元的な情報交換の推進」に。 ・「福祉活動の支援」は に入れずに に残す。項目の中にある「NPO等の市民事業...」は、「生活支援」の「ひとづくり」に移動させる。
	生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の意見を取り入れた施設整備」に「関係者」も加える。
	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「グループホームへの支援拡大」に「生活寮」も併記する。
	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボーダーライン層...」の項目は生活支援「地域生活への支援拡充」に移動する。
	教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害の種類、程度に...」の程度を「特性」に変える。 ・「統合教育」については基本的にA，Bグループと同じ認識で、そのまま残す。
D	権利擁護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての体系に関わることだが、しっかりとした体制を築いていくという意味でもあったほうがよい。
	広報・啓発・福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOを主体に色々な活動があるため、独立した活動として「福祉活動の支援」を残すべき。

	生活支援	・「地域生活」とするか「在宅福祉」とするか議論されたが、線引きできない部分もあり、まとめは道新にまかせたい。
	生活環境の整備	・ユニバーサルデザインは地区だけでなく市としての課題だが、現実的に考えワーキングの案を採用したい。 ・「福祉と教育の連携」は教育にも同様のものがあるので、どちらかに整理すべき。
	教育	・交流学习の推進もあり、「教育・育成」のくくりでよい。
	雇用・就労	・ワークサポートセンター構想が現実でない状態のため、障害者雇用達成度に応じて入札優先権、助成制度など新しい手法を考えていく必要あり。
E	権利擁護体制の強化	・障害者福祉計画の大きな位置づけとして重要。1つの理念として前文に入れたほうがよいという意見と、体系の1つとして1番初めに置いてはどうかという意見があった。
	教育	・「個々のニーズ…」と「障害の種類…」は内容的には同じだが、障害者、健常者、家族のニーズを確認するうえで、「個々のニーズ…」の方が適している。 ・数値化、デジタル化するのではなく、それぞれに沿った教育の仕組みづくりが必要。それが、交流学习の推進につながる。

2. 全体討論

	教育	・統合教育という言葉を使わなくても、個々のニーズに対応した特別な支援がなされればよい。 ・国の方針もあり、地域でできることには限度があるが、すでに特殊教育の分野で行われている「居住地区交流」に取り組むのも一つの方法。
	権利擁護体制の強化	・プランの根底＝人権であるからこそ、権利擁護体制の強化を一つの項目として立てることが必要。 ・苦情解決やオンブズマン制度の導入についても入れたほうがよい。

施策体系案 < 市民委員会最終 >

< 計画の基本的考え方 >

- ・ 人権と権利擁護の考え方
- ・ 収容型福祉施設から利用型福祉施設への転換
- ・ 地域で生活できるサービスと環境作り
- ・ 障害者・行政・企業による協働～計画策定への参画
- ・ ノーマライゼーションからエンパワーメントへ
- ・ 障害者自身の自己決定権の重視

< 計画の施策体系 >

- ・ 誰もが暮らしやすいまちづくり
(ユニバーサルデザイン) : 広報・啓発・福祉活動
生活環境の整備
- ・ 障害があってもあたりまえの生活
(障害があっても「あたりまえの生活」)
(リハビリテーション) : 生活支援
保健・医療
教育
雇用・就労
余暇、生きがい
- ・ あたりまえの生活を支える制度 : 相談体制の整備
もしくは、生活したい場所での暮らしを支える制度
(ノーマライゼーション) 権利擁護体制の強化
- ・ 実効的な計画推進体制の整備 第1章 計画の推進体制に移動
(モニタリングの実施)

・ ・ に共通するキーワード

- 「人権尊重」
- 「市民・障害者の参画」
- 「情報公開」
- 「連携・協働」(医療・保健・福祉・利用者・市民のネットワークの構築)

< . 誰もが暮らしやすいまちづくり >

広報・啓発・福祉活動（市民の意識改革と多角的な情報受発信の推進を目的とする）

多角的な情報交換の推進

- 情報内容の充実～障害に関わる市民の情報ニーズを把握し、情報内容を充実させる。
- 多様な情報発信手段の確立～点字図書館の機能充実、点字広報や声の広報の充実など、障害特性に配慮した身近な情報提供に努める。
- 情報バリアフリーの推進～ITの利用機会や活用能力の格差を小さくし、市民の情報格差の解消に努める。
- 市民の情報発信への支援拡大～市民からの積極的な情報発信を支援していく。

広報・啓発活動の充実

- 障害者への正しい理解の促進～広報誌や行事を通じた啓発活動を推進し、偏見・差別の撤廃に努める。

障害者への正しい理解と共感的障害者観の促進～広報誌や行事を通じた啓発活動を推進し、偏見・差別の撤廃に努める。

- 福祉サービスの周知徹底～制度・サービスを市民に適切に伝える。
- 地域における福祉教育の推進～市民を対象に介護体験実習などを実施するなどして障害者への地域理解を深め、障害者の地域生活を支えるコミュニティづくりを進める。
- 市民活動と連携した啓発の促進～市民活動と連携し、広報・啓発活動を促進する。

市民の福祉活動への支援充実

- ボランティアに関する情報発信の充実～情報発信の多様化を図り、周知に努める。
- ボランティアへの参加支援の充実～市民がボランティア活動に参加しやすい体制を整備する。（エコマネーの活用など）
- 市民活動団体やボランティアの育成・資質の向上～ボランティアの育成や市民活動の発展に努める。
- リーダーの養成～障害者に理解のある福祉活動リーダーを育成していく。
- 市民事業（NGO、NPO等の活動）との連携強化・支援拡充～市民事業との連携を強化し、対等なパートナーシップの下、効率的できめ細かい福祉活動の推進に努める。

NPO等の市民事業との連携強化・支援拡充～市民事業との連携を強化し、対等なパートナーシップの下、効率的できめ細かい福祉活動の推進に努める。

- 関係機関との連携強化～NGO、NPO等の市民活動団体、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、市民の福祉活動支援策を多角的に推進する。

生活環境の整備

やさしいまちづくりの推進

- 道路や公共施設の整備・改善～学校や病院、市役所などの拠点施設や人が多く集まる施設周辺を中心にバリアフリー化を促進し、福祉に配慮した都市計画を進めていく。（福祉関係者の意見を取り入れた予算措置など）また、既存施設の福祉評価を実施し、

施設の整備充実を検討する。

- **民間施設のバリアフリー化の推進**～民間施設においてもバリアフリーが促進するように啓発を行っていく。
- **移動・交通・安全対策の推進**～低床バス、介護タクシー等の導入を促進するなど、障害に対応する交通機関を充実させる。
- **冬期間の安全に配慮したまちづくりの推進**～雪対策を充実し、冬でも安心して外出できるまちづくりを進めていく。また、市民協働の移送サービス(スペシャルトランスポートシステム)を検討する。

住まいの環境整備

- **障害者向け市営住宅の整備**～市営住宅へのユニバーサルデザインの導入を推進する。また、住宅数の充実に努める。

障害に対応する公営住宅の整備～公営住宅へのユニバーサルデザインの導入を推進し、住宅数の充実と入居条件の見直しに努める。また、市営住宅等のグループホームの活用を促進する。

- **ユニバーサルデザイン対応住宅の普及促進**～住宅整備にユニバーサルデザイン融資制度等の普及と活用に努める。
- **ユニバーサルデザインに関する相談支援体制の充実**～ユニバーサルデザインに関する相談支援体制を充実させる。 《追加》

安全なまちづくりの推進

- **防犯・防災対策の推進**
- **緊急通報システム体制の整備**～震災、災害対策マニュアルに基づき、緊急時の対応を整備する。
- **災害時の避難等支援体制の充実**

< . 障害があってもあたりまえの生活 >

生活支援(障害者への福祉サービスの質的・量的な充実を目指し、生活支援を促進する)

地域生活への支援拡充

- **ニーズに即した在宅福祉サービスの基盤整備**～障害種別によるサービス格差を是正し、個々の具体的なニーズに即した利用しやすい制度と質の高いサービスの基盤整備を推進する。(日用雑貨の無料配達)
- **サービス対象者の拡大**～難病患者や精神障害者のホームヘルプサービス等を整備する。また、不登校児、ひきこもりなど、福祉のボーダーライン層にいる人たちへの福祉サービスの充実を図る。
- **サービス内容の充実**～ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイを充実させる。支援費制度の対象となるサービスに加え、対象外のサービスについても充実を図っていく。
- **医療との連携強化**～医療機関との連携を強化し、医療行為の行えるヘルパーの育成な

どに努めていく。

医療との連携強化～医療機関との連携を強化し、在宅医療の充実に努める。

- 教育との連携強化～教育機関との連携を深め、障害児の義務教育終了までの放課後保育体制を整備するなど、障害児の地域生活を総合的に支援していく。
- グループホーム・生活寮への支援拡大～グループホームの設置を促進し、事業者への支援を充実させる。
- ~~情報発信の強化～利用できるサービスの明確化と周知に努める。~~
- 施設から在宅への支援充実～地域生活への移行を希望する障害者・家族に対する支援を拡充する。また、在宅生活においても、一時的な施設入居などに柔軟に対応できる環境づくりを推進する。
- 家族への支援充実～障害者を支える家族が「あたりまえの生活を送る権利」を保障するため、家族への多様な支援システムを拡充していくとともに、家族への意識改革に努める。

施設福祉サービスの充実 《順番の変更》

- サービス内容の充実～プライバシーの徹底、職員の資質の向上などに努め、サービス内容の充実を図っていく。
- 施設の建設促進～身体障害者療護施設、知的障害者授産施設、通所施設の建設を促進し、入居者が施設を選ぶことができる環境を整える。

通所施設等の建設促進～ニーズに応じた日中活動の場の増設・充実に努める。

- 在宅福祉サービスとの連携強化～在宅福祉サービスとの連携を強化し、地域生活への支援に努める。
- 中間施設の充実～在宅を進めるための中間施設を充実する。
- 施設の利用拡大～高齢者や障害者等の各種施設の相互利用を可能にする制度を検討する。
- 医療機関との連携強化～医療機関との連携を強化し、医療と密着したサービスを提供していく。

福祉サービスの人づくり、サービス提供者への支援充実

- 福祉サービスに関わる人材の育成・資質の向上～福祉サービスに従事する人材の養成、資質の向上を図るため、研修の充実などを図る。
- サービスの質的充実に向けた支援拡大～福祉職員の待遇を改善するなど、質の高い施設運営のための支援を充実させる。
- 適切な施設運営の仕組みづくり～第三者評価の実施や苦情解決の仕組みを徹底させるよう努める。

保健・医療

早期発見と予防、早期療育の充実

- 障害の発生予防～母子健康教室の開催、成人健康教育、総合保健福祉センター構想の実現。

- 各種健康診査による早期発見
 - 保護者へのサポートシステムの充実～他の支援システムとリンクさせ、障害の発見時から療育期における保護者への一貫したトータルサポート体制を確立・充実させる。
障害児の早期療育システムの充実～母子通園センターの建設促進。医療・教育機関とのネットワークの構築。
- 障害児の早期療育システムの充実～医療・教育機関とのネットワークの構築。母子通園センターの整備拡充・幼児総合センター構想の実現
- 重度障害児への支援充実～重度障害児の療育に対して、保護者への支援を拡大する。

医療の充実

- 救急医療体制の充実～必要な医療を確保し、その中で緊急医療体制を充実させていく
- 在宅医療体制の充実～医療併設のデイサービス、ショートステイ施設を整備する。
- 障害者の健康増進、保健福祉活動の推進～各種検診、健康相談、健康教育を充実する。

教育・育成

障害児教育の充実

- 学齢前の障害児保育の充実～障害乳幼児の教育相談、保育体制の整備（受け入れ拒否の撤廃等）を図る。
- 就学時の相談体制の充実～障害児の就学に対し、個々のケースに合わせてきめ細かな対応ができる体制を整備する。障害の種別により専門的な療育が必要な場合、障害児・家族が可能な限り選択できる教育システムの確立に努める。
- 個々のニーズに即した教育の実施～訪問教育等も含め、個々のニーズやライフステージにあわせた教育を充実する。
- 障害児の課外活動の充実～障害児を受け入れる学童保育の整備など、障害児の放課後の活動の充実を図る。また、障害児も利用できるように公園等の施設を整備（遊具等）する。
- 障害児の進路決定への支援充実～義務教育終了後の進路についてきめ細かな相談体制を整備する。また、地域で暮らすための指導の実施について検討する。

障害児の進路決定への支援充実～義務教育終了後の進路についてきめ細かな相談体制を整備するとともに多様な高等教育の場を創設する。また、地域で暮らすための指導の実施について検討する。

人権教育の推進

- 学校における人権教育の普及～総合学習の時間などを利用して、障害者や女性、マイノリティなどに関する人権教育を普及し、人権感覚を身に付けたこどもを育てていく。
- 学校における福祉教育の推進～教員に対する福祉教育を充実する。また、障害当事者や障害に関わる活動に従事している人を講師として教育現場に派遣するなどして、日常の学校生活においてこどもが福祉について学ぶ機会を増やし、福祉への関心を高めていく。
- 統合教育に向けた取り組みの充実～健常児と障害児がともに歩んでいく環境をつく

るため、交流学习などの取り組みを進めていく。

雇用・就労

障害者の雇用・就労の促進

- **障害者の雇用促進**～ 障害者の雇用に関する企業啓発を充実する。雇用主への補助拡大やワークシェアリングの推進などにより、障害者の雇用を確保していく。

障害者の雇用促進～ 障害者の雇用に関する企業啓発を充実する。雇用主への補助拡大やワークシェアリングの推進及び障害者雇用企業への優遇（入札の優先等）の検討などにより、障害者の雇用を確保していく。

- **福祉的就労の場の確保**～ 小規模共同作業所や通所授産施設の整備を促進する。障害者団体へ委託できる事業を拡充する。**福祉工場を設置する。**
- **障害者への就労支援**～ 職業訓練システムの充実とジョブコーチの導入など、就労支援策を充実する。
- **障害者の雇用・就労に関する情報発信の強化**～ 障害者の雇用・就労に関する情報内容・提供手段の充実。障害者の雇用をコーディネートする機関の設立を検討する。

余暇、生きがい

社会交流・社会参加の促進

- **障害者の社会参加の促進**～ 障害者の積極的な社会交流・社会参加を促す施策を検討する。（移送サービスの充実など。）
- **障害者の生きがいを引き出す事業の推進**～ 障害者が楽しめる場を拡大する。
- **サポートグループへの支援充実**～ 障害者団体などのサポートグループへ交流の場を提供するなど、交流活動への支援を促進する。
- **人材の育成**～ 障害者の活動をサポートする人材の育成、確保に努める。
- **障害者文化の創造**～ 障害者と健常者が新しいものを生みだしていく。

スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

- **スポーツの普及・振興**～ スポーツ情報の提供を拡充する。スポーツ指導員の育成、スポーツ施設・用具の整備に努める。また、スポーツ施設利用料の減免やスポーツ大会参加の支援を拡充する。障害者と健常者が交流できるスポーツの研究・開発。
- **医療との連携強化**～ 医療と密着したスポーツ指導を行っていく
- **文化活動の促進**～ 芸術鑑賞の機会の拡大。文化教室の開催。文化施設利用料の減免検討。
- **障害者団体のレクリエーション活動支援**
- **人材の育成**～ 障害者のスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加をサポートする人材、グループの育成に努める。

< . あたりまえの生活を支える制度 >

相談体制の整備

相談体制の充実

- **相談対応体制の多元化**～電話、FAX、インターネット等を利用した多様な相談窓口を用意する。行政に限らず、病院・施設などにも相談窓口を設置する。
- **総合相談の充実**～1ヶ所であらゆる問題を把握し対応方向を複合的に検討できるような庁内横断的相談体制の整備を図る。
- **緊急相談体制の充実**～日常的な相談に加えて、緊急な対応を要する相談への体制を確立する。
- **マネジメント機能の拡充**～その時々々の相談に応じるだけでなく、ライフステージを見据えて障害児者及び家族を支援(マネジメント)していく相談対応体制を確立する。また、こうした体制を強化するため、専門家を配置したマネジメント機能を有するセンター(指定支援事業者)の設立を検討し、制度利用の窓口として活用していく。
- **関係機関のネットワーク化**～迅速、適切な対応のため、関係機関のネットワーク構築を図る。
- **人材の育成**～相談内容に応じた専門家の確保・育成(民間人も起用する)に努める。また、常時、相談に従事する職員の資質の向上を図っていく。
- **相談体制の定期的な評価の実施**～適切な相談対応ができているかどうか、定期的に評価を実施するシステムを整備する。

権利擁護体制の強化

障害者の権利擁護の促進

- **障害者の権利擁護システムの構築**～成年後見制度など、障害者の権利擁護について包括的に対処するシステムを整備する。
- **評価の手法の導入**～福祉オンブズマン制度、第三者評価の導入など、効果的な苦情解決システムを構築する。
- **ネットワークの構築**～法律職、福祉職、保健医療職などのネットワークの構築。
- **権利擁護の専門家の養成**
- **サービスの主体的選択権の確立**～サービスの質の向上努め、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供がなされる状態を確立していく。
- **生活保障の充実**～年金の増額。金銭管理への支援充実を図る。
- **医療費・サービス利用負担の軽減**～利用者負担額の明確化。負担額により利用できないという人をなくすため、各種の支援を充実させる。また、障害種別による格差の撤廃に努める。

障害者の参画拡大

- **障害当事者・家族への意識改革の充実**～障害者施策に対し障害当事者・家族による主体的な提言が積極的になされるよう、障害当事者・家族への意識改革に努める。
- **障害者の情報発信の推進**～障害者の積極的な情報発信を支援していく。障害当事者や

家族の情報交流の場を拡大していく。

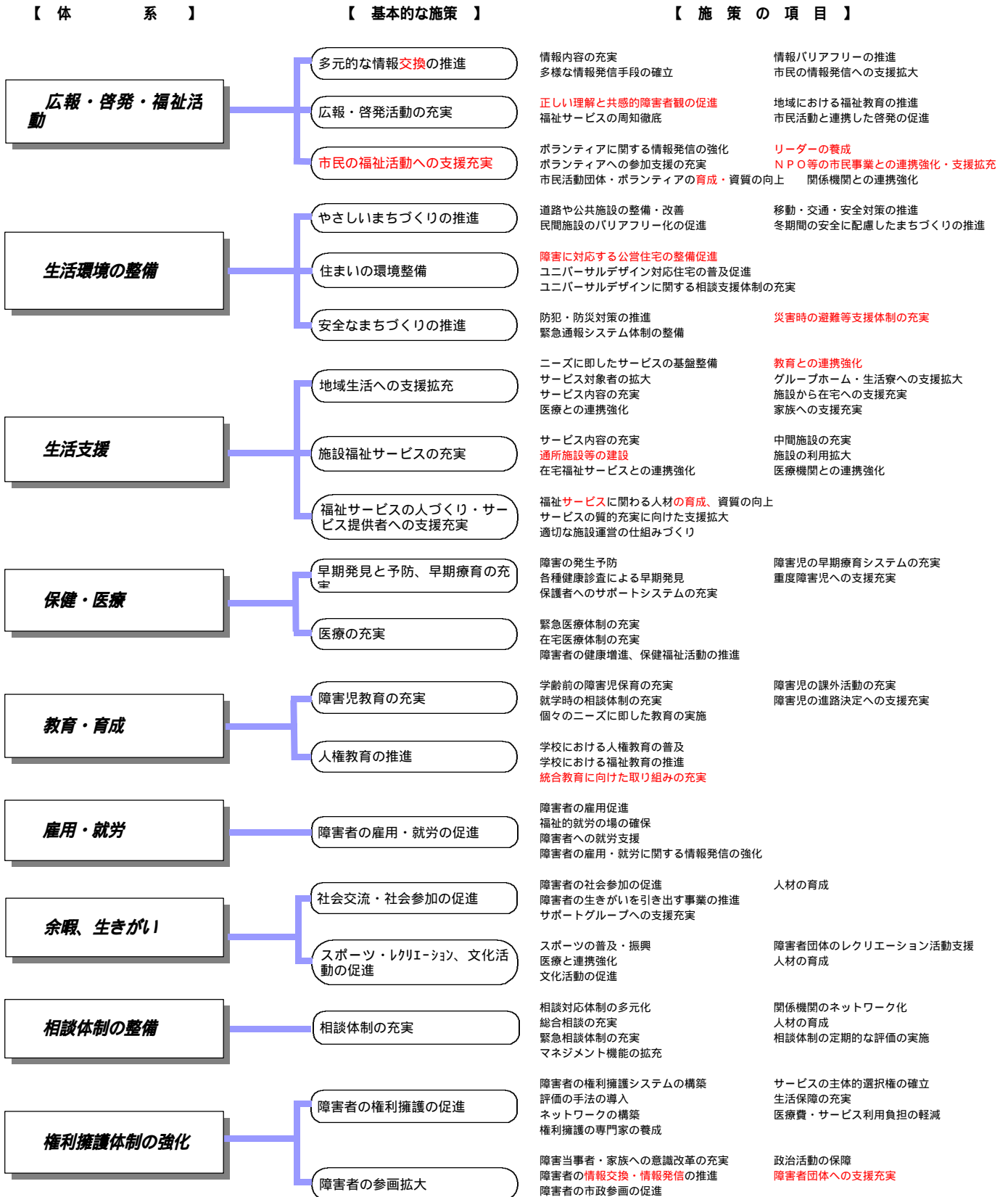
- *障害者の市政参画の促進*～障害者の意見を行政に反映させるため、障害者団体と行政との懇談会、意見交換会などを開催する。また、市の各種委員等への障害者の参画を促す。
- *政治活動の保障*～選挙等に参加する社会的権利への支援を拡大する。
- *障害者団体への支援充実*～障害者団体の設立支援と育成に努める。

< . 実効的な計画推進体制の整備 > 第1章「計画の推進体制」に移動

- 計画途中でのモニタリングの実施（モニタリングのシステム整備）
- 施策の優先順位の設定
- 障害種別や施策分野、担当部局といった縦割りの撤廃、複合的な施策推進システムの構築
- 行政、関係機関、市民、市民活動団体等の連携・協働システムの構築

第2次釧路市障害者福祉計画 施策体系図(案)

市民委員会・庁内ワーキング部会合同会議結果(11月28日)による まとめ 計画の施策体系(案)



情報バリアフリーの推進
市民の情報発信への支援拡大

地域における福祉教育の推進
市民活動と連携した啓発の促進

リーダーの養成
NPO等の市民事業との連携強化・支援拡充

移動・交通・安全対策の推進
冬期間の安全に配慮したまちづくりの推進

災害時の避難等支援体制の充実

教育との連携強化
グループホーム・生活寮への支援拡大
施設から在宅への支援充実
家族への支援充実

中間施設の充実
施設の利用拡大
医療機関との連携強化

障害児の早期療育システムの充実
重度障害児への支援充実

障害者の課外活動の充実
障害者の進路決定への支援充実

人材の育成

障害者団体のレクリエーション活動支援
人材の育成

関係機関のネットワーク化
人材の育成
相談体制の定期的な評価の実施

サービスの主体的選択権の確立
生活保障の充実
医療費・サービス利用負担の軽減

政治活動の保障
障害者団体への支援充実